

訴訟の提起について（環境局関係）

次のとおり損害賠償請求訴訟を提起する。

当事者及び名	事件概要
1 原告 大阪市 被告 大阪車輛工業株式会社 2 大阪地方裁判所 損害賠償請求事件	城東区森之宮2丁目2番3、23及び24の土地（以下「本件各土地」という。）について大阪市土地開発公社（以下「公社」という。）から権利の承継を受けた本市は、被告に対し、本件各土地について判明した土壌汚染に関し、被告及び公社との間で平成18年2月28日に締結された合意書に基づき、土壌汚染の範囲を確定し、その汚染土壌を関係法令に基づき適正に処理するための費用（以下「本件対策費用」という。）の応分の負担を求めたところ、被告がこれに応じなかったため、当該合意書に基づく本件対策費用の応分の負担又は本件対策費用に相当する額の損害賠償について調停を申し立てたが、これが成立しなかったため、被告に対し、本件対策費用に相当する額金514,489,861円の損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるもの

平成29年2月14日提出

大阪市長 吉村洋文

説明

損害賠償請求訴訟を提起するため、この案を提出する次第である。